159自治体を含む3,716名のタバコ対策担当者様、EBTC会員、

名刺交換・講演・原稿依頼をされた方へ　3201-3716  
　　　産業医科大学　大和より（知人への転送・拡散・紹介歓迎。不要の方は「不要」とお返事下さい）  
  
１）タバコ問題を考える会・千葉（TMKC）の記念講演会のお知らせ  
　　千葉県の喫煙対策を推進しているTMKCの皆さんからのお知らせを依頼されたのですが、  
　　年度末の作業に追われて、開催の１週間前のお知らせになってしまいました（申し訳ありません）。  
　　以下、貼り付けます。  
  
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊  
皆様  
毎年1月に開催しているタバコ問題を考える会・千葉（TMKC）の記念講演会についてご案内致します。  
本年は1月29日(日)に、アイコスやプルームなどの加熱式タバコなどの新型タバコの最新情報について、「新型タバコの本当のリスク」の著者としても知られる大阪国際がんセンターの田淵貴大先生にご講演頂きます。  
「健康への害が少ない」「室内の空気を汚さない」といったうたい文句により加熱式タバコの利用者が増えていますが、最新の研究でその危険性が明らかとなってきました。  
田淵先生には「新型タバコ時代の禁煙支援」というタイトルで、加熱式タバコの最新の研究結果もふまえてお話頂きます。  
講演会はZOOMウェビナーで開催し、参加無料、申し込み制（イベント申し込みサイトPeatix）となります。  
皆様のご参加をお待ちしております。  
  
申し込みページ  
<https://tmkc2023kouenkai.peatix.com>  
☆☆☆タバコ問題を考える会・千葉　第25回総会開催記念講演会』☆☆☆  
タイトル：「新型タバコ時代の禁煙支援」  
講師：田淵貴大先生（大阪国際がんセンター・がん対策センター）  
開催日：2023年1月29日（日）  
時間：15時～16時15分  
　　　15時～16時：講演開始  
　　　16時～16時15分：質疑応答  
開催方法：ZOOMウェビナーでのオンライン講演会  
　※配信URLは開催2日前までのメールでご連絡致します。  
定員：500名  
参加費：無料  
申し込み：申込制（Peatix）  
　イベント申込ページ<https://tmkc2023kouenkai.peatix.com>  
　Peatixでの申し込みが難しい場合はメールにて氏名、連絡先（メール）をご連絡下さい。  
　メールでの申し込み先：[info@tmkc.org](mailto:info@tmkc.org)  
主催：タバコ問題を考える会・千葉　　　問合せ：[info@tmkc.org](mailto:info@tmkc.org)  
タバコ問題を考える会・千葉　　代表世話人　紅谷　歩  
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊  
  
  
２）日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会  
<https://sites.google.com/view/jmdatc-soukai2023>  
　　私の特別講演「受動喫煙防止対策の変遷」を以下のように、気合いを入れて作成中です。  
　　オンラインでも参加できます。  
  
  
1990年代より世界的に喫煙・受動喫煙対策が社会問題となり、  
2005年に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の  
第8条「たばこの煙にさらされることからの保護」では、  
「喫煙室や空気清浄機の工学的な対策では受動喫煙を防止できない」  
「100％屋内を禁煙とすること」が締約国に求められた。  
　以下に、わが国における受動喫煙の防止に係わる法律、指針、ガイドラインを示す。  
1972年：労働安全衛生法、事務所衛生基準規則（室内の浮遊粉じん：0.15mg/m3以下）  
1990年代：自席での喫煙を禁止するが、同じ室内に空気清浄機を置いた喫煙コーナー  
・「快適職場指針」（1994年）  
・「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(1996年）：デスクは禁煙  
2000年代：全面禁煙、あるいは、「一定の要件を満たす喫煙室（内向き風速0.2m/s）」  
・「健康日本21」(2000年）  
・「分煙効果判定基準策定検討会報告書（健康局）」(2002年）  
・「職場における喫煙対策のための新ガイドライン（労働基準局）」(2003年）  
・「健康増進法（健康局）」(2003年)  
・「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(2005年)：サービス産業も全面禁煙  
2010年代：全面禁煙化の一方で「喫煙専用室（風速0.2m/s）」が残った状態は継続  
・「受動喫煙防止対策の徹底について（健康局）」（2012年）  
・「健康日本21（第二次）（健康局）」（2012年）  
・「改正労働安全衛生法（労働基準局）」（2015年）  
・「改正健康増進法（健康局）」（2018年公布）  
2019年部分施行：屋外の配慮義務、病院・学校の敷地内禁煙  
2020年全面施行：民間の飲食店等も原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）  
・「屋外分煙施設の技術的留意事項について（健康局）」（2018年）  
・「職場における受動喫煙対策のためのガイドライン（労働基準局）」（2019年）  
・「『健康増進法の一部を改正する法律』の施行について（健康局）」（2019年）  
　各年代における受動喫煙対策の進捗、および、限界について浮遊粉じんと微小粒子状物質（PM2.5）の  
測定結果をもとに解説し、今後の望ましい受動喫煙対策の方向性について述べる。  
  
  
＠＠＠＠＠＠＠＠＠＠＠＠＠＠  
807-8555　北九州市八幡西区医生ヶ丘１−１　  
産業医科大学　産業生態科学研究所　健康開発科学研究室　大和　浩  
ダイヤルイン：093-691-7473  
タバコ対策ホームページ：<http://www.tobacco-control.jp/>  
無料のメルマガのバックナンバーです（↓）。受信は「メルマガ希望」と返信して下さい。  
[www.tobacco-control.jp/backnumber.htm](http://www.tobacco-control.jp/backnumber.htm)  
参考：「禁煙の教科書」　　　<https://workplace-kinen.t-pec.co.jp/>  
３日経っても返信がない場合、リマインドメールをいただけないでしょうか。